

# 文教警察企業常任委員会会議録

平成23年 5月26日

場 所 第3委員会室



平成23年 5月26日（木曜日）

午前10時0分開会

会議に付託された議案等

○教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査

○その他報告事項

- ・第二次宮崎県教育振興基本計画（素案最終案）
- ・県立高校生の就職状況

出席委員（7人）

委員 長	河野 哲也
副委員 長	後藤 哲朗
委員	中野 一則
委員	横田 照夫
委員	外山 衛
委員	井上 紀代子
委員	有岡 浩一

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

警察本部

警察本部長	鶴見 雅男
警務部長	久米 一郎
警務部参事官兼 首席監察官	宮下 貴次
生活安全部長	上久保 岩男
刑事部長	椎葉 今朝邦
交通部長	長友 重徳
警備部長	日高 昭二
会計課長	古屋 圭一郎
警務部参事官兼 警務課長	武田 久雄
生活安全部参事官兼 生活安全企画課長	松井 宏益

生活安全部参事官兼  
地域課長  
総務課長  
少年課長  
交通規制課長  
運転免許課長

山内 敏  
鬼塚 博美  
野辺 学  
杉山 勝朗  
坂元 正宏

教育委員会

教育 長  
教育次長  
（総括）  
教育次長  
（教育政策担当）  
教育次長  
（教育振興担当）  
総務課長  
政策企画監  
参事兼財務福利課長  
学校政策課長  
学校支援監  
特別支援教育室長  
教職員課長  
生涯学習課長  
スポーツ振興課長  
文化財課長  
人権同和教育室長

渡辺 義人  
亀田 博昭  
飛田 洋  
山本 真司  
安田 宏士  
高田 昌宏  
福永 展幸  
長濱 美津哉  
中野 通彦  
武富 志郎  
川畠 達朗  
津曲 睦己  
田村 司  
田方 浩二  
中原 邦博

企業局

企業局長  
副局長  
技 監  
総務課長  
経営企画監  
工務課長  
電気課長  
施設管理課長  
総合制御課長

濱 砂 公一  
持原 道雄  
相葉 利晴  
吉田 親志  
新穂 伸一  
本田 博  
白ヶ澤 宗一  
山下 雄一  
田村 秀秋

---

事務局職員出席者

議事課主査 本田 成 延

政策調査課主査 藤 村 正

---

○河野委員長 ただいまから、文教警察企業常任委員会を開会いたします。

まず、委員席の決定についてであります。現在お座りの仮席のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○河野委員長 それでは、そのように決定いたします。

次に、本日の委員会の日程についてであります。お手元に配付いたしました日程案のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○河野委員長 それでは、そのように決定いたします。

次に、委員会の運営方法についてありますが、執行部入れかえの際は、委員長会議確認事項のとおり、10分程度の休憩を設けることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○河野委員長 それでは、そのように決定いたします。

次に、さきの委員長会議において、常任委員会の審査方法について協議がなされましたので、その協議結果をお知らせいたします。

これまで委員会審査は、議案や報告事項など執行部からの説明を一括して受けた後に質疑を行ってきたところでございますが、一度に受ける説明が多過ぎるとの意見などがあり、これからは、議案、報告事項、その他報告事項、その他に分けて説明を受け、その都度、質疑を行う

こととなりました。6月定例会からそのように行いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時2分休憩

---

午前10時4分再開

○河野委員長 委員会を再開いたします。

先般の臨時県議会におきまして、私ども7名が文教警察企業常任委員会委員となったところでございます。私はこのたび委員長に選任されました延岡市選出の河野哲也でございます。一言ごあいさつを申し上げます。

まず、県民の安心・安全を保障するために、日々懸命に警察業務に携わっている皆様方により感謝申し上げます。しかし、本県におきましても課題は山積しております。どうかこの解決のために、ともどもに努力してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

では、座らせて、委員の紹介をさせていただきます。

まず、私の隣が延岡市選出の後藤副委員長でございます。

次に、向かって左側ですが、えびの市選出の中野委員でございます。

宮崎市選出の横田委員でございます。

日南市選出の外山委員でございます。

向かって右側ですが、宮崎市選出の井上委員でございます。

宮崎市選出の有岡委員でございます。

次に、書記の紹介をいたします。

正書記の本田主査でございます。

副書記の藤村主査でございます。

次に、本部長のごあいさつ、幹部職員の紹介並びに所管業務の概要説明等をお願いいたします。

**○鶴見警察本部長** おはようございます。警察本部長の鶴見でございます。どうかよろしくお願い申し上げます。

河野委員長を初め委員の皆様方には、文教警察企業常任委員会の委員への御就任、おめでとうございます。また、平素は警察業務各般にわたりまして温かい御理解、御支援を賜わっておりますこと、心からお礼申し上げる次第でございます。

まず初めに、本年の5月12日に、当県警察官をストーカー規制法違反並びに強要未遂罪により逮捕する事態となりました。まずもっておわびを申し上げます。警察官としてあるまじき行為でございますし、県民の皆様、そして委員の皆様のご信頼を大きく損なう大変遺憾な事態でございます。心からおわびを申し上げます。当該職員につきましては、事案を解明いたしました上、厳正に対処してまいりますとともに、再発防止に努めまして、職員一丸となって職務に精励することにより、県民の皆様のご信頼回復に努めまいる所存でございます。

さて本県では、ことしの警察運営方針を「県民の期待と信頼にこたえる力強い警察」といたしまして、諸警察活動を力強く推進しているところでございます。特に新燃岳の噴火の危険性、そして、本日雨も降っておりますけれども、土石流の危険性もございます。県知事部局を初め関係機関と連携の上、これらのほうにもしっかりと対処してまいる所存でございます。また、3月11に発生いたしました東日本大震災につきましても、これも全国警察が一丸となって被災地の支援に当たっているところでございます。

当県警察からも所要の部隊を現地に派遣いたしまして、警察諸活動を現在展開中のところでございます。委員の皆様におかれましては、今後とも、本県警察の運営に関しまして、大所高所からの御指導、御鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

本日は、まず私のほうから、執行部職員の紹介をさせていただいた後に、「宮崎県警察の組織について」、そして「平成23年度歳出予算の概要等について」、この2項目を警務部長から説明させていただきますと思います。

それでは、お手元の資料1「警察本部執行部名簿」をごらんいただきたいと思います。名簿と席順が前後しておりますが、御了解をいただきたいと思います。

まず、警務部長の久米警視正でございます。

警務部参事官兼首席監察官の宮下警視正でございます。

生活安全部長の上久保警視正でございます。

刑事部長の椎葉警視正でございます。

交通部長の長友警視正でございます。

警備部長の日高警視正でございます。

警務部参事官兼警務課長の武田警視でございます。

生活安全部参事官兼生活安全企画課長の松井警視でございます。

生活安全部参事官兼地域課長の山内警視でございます。

総務課長の鬼塚警視でございます。

会計課長の古屋警視でございます。

少年課長の野辺警視でございます。

交通規制課長の杉山警視でございます。

運転免許課長の坂元警視でございます。

**○久米警務部長** 次に、本県警察の組織の概要について御説明申し上げます。

まず、本県警察の組織でございますが、お手元に配付しております資料2「宮崎県警察の組織について」をごらんください。

宮崎県公安委員会の管理のもと、警察本部には5部22課1所4隊を置くとともに、警察学校を附置し、さらに県内に13警察署を設置しております。

警察本部の警務部につきましては、会計、人事、定員、監察、教養及び福利厚生に関することなどを、生活安全部につきましては、犯罪の予防や少年の健全育成、雑踏警備、遭難事故等における人命の救助及び風俗営業、質屋営業等の許認可に関することなどを、刑事部につきましては、殺人、強盗、窃盗、贈収賄、詐欺、薬物に関する犯罪等の捜査や暴力団対策及び犯罪鑑識や科学捜査の研究に関することなどを、交通部につきましては、交通安全対策や交通規制、交通指導取り締まり、交通事故に係る犯罪の捜査及び運転免許に関することなどを、警備部につきましては、警備実施や災害警備、警衛及び警護に関することなどを、それぞれ所掌事務としております。

また、警察署には、その下部機構としまして交番及び駐在所等172施設を設置し、県民の安全と平穏の確保に努めているところでございます。

次に、本県警察職員の定員につきましては、平成23年4月1日現在、警察官1,998人、一般職員321人、合計2,319人であります。

なお、本年春には、適正捜査推進体制の強化を図るため、刑事部に「刑事企画課」を、死体取り扱い業務を一層緻密かつ適正に推進するため、捜査第一課に「検視官室」をそれぞれ新設するなど、本県警察の運営方針である「県民の期待と信頼にこたえる力強い警察」の確立を目指した組織改編を実施したところであります。

続きまして、警察本部関係の平成23年度歳出予算の概要等につきまして御説明いたします。

警察本部の当初予算は、平成23年の宮崎県警察運営方針を「県民の期待と信頼にこたえる力強い警察」とし、「街頭犯罪等の抑止・検挙と犯罪の起きにくい社会づくりの推進」等6項目を運営重点に掲げて、この運営重点を柱とした各種施策を実施するための事業費の要求を行ったところであります。

お配りしております資料3「平成23年度歳出予算の概要等について」をごらんください。

最初に、1の「平成23年度歳出予算の概要」について御説明いたします。

警察本部の平成23年度の歳出予算額は、恩給及び退職年金費を除きまして、271億4,616万2,000円であります。この予算額は、昨年度と比べますと、若手警察官がふえたことによる職員給与費の減額や一部の事業費が肉づけ予算に回ったことなどにより、総額ではマイナス13億4,021万8,000円、率にするとマイナス4.7%であります。

次に、2の「主な事業」について御説明いたします。

まず、街頭犯罪等の抑止・検挙と犯罪の起きにくい社会づくりを推進するものとして、(1)の地域の安全を守る街頭活動強化事業1億3,551万4,000円、(2)の安全・安心パトロール事業2億3,084万1,000円を計上しております。

(1)の地域の安全を守る街頭活動強化事業は、交番相談員や警察安全相談員計65名を県内の交番や警察本部、警察署に配置し、警察官にかわって地理教示、各種相談の受理などを行うことにより、警察力を交番員の警ら活動や捜査員の外部活動などにシフトし、街頭活動を強化することで地域の安全を確保するものでありま

す。

また、問題行動のある児童生徒の対応や非行防止教室等の支援のため、直接児童生徒や教職員に接するスクールサポーターを5名配置して、児童生徒の非行防止や健全育成に資する活動を行うものであります。

(2)の安全・安心パトロール事業は、平成21年度からの緊急雇用創出事業臨時特例基金を活用した事業でありまして、平成23年度においても同基金の適用が受けられることから、県内で実施するものであります。

具体的には、振り込め詐欺や声かけ事案等の抑止を目的とした防犯パトロールを民間企業に委託して行う事業でありまして、パトロールを行う警戒員を県内7地区に合計90名配置して、金融機関等への立ち寄り警戒による振り込め詐欺被害の防止、児童生徒の通学路の巡回による声かけ事案等の抑止、駐車場、駐輪場等の巡回による街頭犯罪等の抑止など、幅広いパトロール活動を行うこととしております。

この事業によりまして、安全で安心なまちづくりを進めるとともに、雇用、就業機会の創出に資することとしております。

次に、交通事故の抑止と交通秩序の確立を図るものとして、(3)の交通安全施設整備事業3億3,792万3,000円、(4)のチャイルドシートの使用及びシートベルト着用啓発事業3,750万1,000円を計上しております。

昨年中の交通事故につきましては、交通死者数、負傷者数とも一昨年を下回りましたが、物損事故件数は増加するなど、依然として厳しい状況にあります。

交通安全施設につきましては、交通事故防止に大きく影響するものであり、交通事故の発生や交通量等の実態に即し、さらには地域住民や

道路利用者などからの要望や意見に配慮しつつ、信号機の新設・改良や道路標識など計画的な整備を図ることとしております。

また、チャイルドシートの使用及びシートベルト着用啓発事業につきましては、安全・安心パトロール事業と同様に、緊急雇用創出事業臨時特例基金を活用した事業であります。

チャイルドシート及び後部座席シートベルトの着用は、道路交通法で義務づけられているところではありますが、全国的に見て本県の着用率は低く、交通モラルの欠如や危険性の認識不足が懸念されるところであります。

そこで、民間企業等への委託により、県内7地区に合計16名のチャイルドシート等着用指導員を配置し、幼稚園、保育園等に出向いて、交通事故の実態やビデオ放映等による講習を行い、使用と着用の広報啓発活動を行うこととしております。

この事業によりまして、交通事故抑止による県民の安全を確保するとともに、雇用、就業機会の創出に資することとしております。

次に、重要犯罪の徹底検挙と組織犯罪の封圧を推進するものとして、(5)の総合指揮室資機材整備事業1,166万8,000円、(6)の暴力団排除活動推進事業737万9,000円を計上しております。

総合指揮室では、人質立てこもり事件、誘拐事件、災害警備、警衛・警護等の際に、各種情報を集約して的確な捜査や警衛・警備活動を推進しているところですが、老朽化している総合指揮室の大型モニター、映像制御装置等の整備を行うものであります。

また、暴力団排除条例が本年8月1日に施行予定であります。暴力団排除活動推進事業は、この条例に基づき、公共工事を初めとする県の事務事業から暴力団を排除するため、知事部局

等からの照会業務を補助する非常勤職員2名を配置するとともに、県民に対して暴力団排除の重要性や県民の責務などについて周知・浸透を図るため、テレビ、ラジオ、新聞等による広報啓発活動を推進するものであります。

(7) ヘリコプターテレビ伝送システム整備事業2,947万2,000円につきましては、本年3月末に、警察ヘリコプター「ひむか」が国の予算で小型単発ヘリから小型双発ヘリに更新整備されたところではありますが、この更新に合わせまして、老朽化しているヘリコプターテレビ伝送システム、いわゆるヘリテレをリースにより更新整備し、新型ヘリに搭載するために機体改修も行うものであります。

その他、施設整備につきましては、(8)の宮崎県総合自動車運転免許センター建設整備事業7,920万7,000円、(9)の交番、駐在所庁舎新築事業1億74万円を計上しております。

宮崎県総合自動車運転免許センター建設整備事業につきましては、現運転免許試験場の老朽・狭隘化等を解消するために、警察共済組合の不動産投資事業によりまして、総額約30億円で新庁舎を建設するものであり、平成23年度の予算額は、警察共済組合からの借入金に対する利息相当償還金3,334万2,000円のほか、庁舎移転に伴う各種ネットワーク機器や端末の移設費等があります。

新庁舎は本年8月に完成予定であり、その後、機器の移設、備品搬入等を行い、平成24年1月中には新庁舎での業務を開始したいと考えております。

交番、駐在所庁舎新築事業につきましては、老朽化、狭隘化に加えまして、来訪者と対応するためのコミュニティースペースや駐車スペースの確保、さらには県民が利用しやすい場所へ

の移転等を考慮して計画的に整備しているところでありまして、今年度は、日南警察署の吾田交番、延岡警察署の南延岡駅前交番を新築するほか、3カ所の駐在所建設予定地を購入予定であります。

新築予定の吾田交番と南延岡駅前交番につきましては、いずれもコミュニティースペースが確保できていない等の理由から、移転新築することとしております。

以上で説明を終わります。

○河野委員長 執行部の説明が終わりました。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○河野委員長 それでは、以上をもって警察本部を終わります。

執行部の皆様には御苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

午前10時24分休憩

---

午前10時29分再開

○河野委員長 委員会を再開いたします。

先般の臨時県議会におきまして、私ども7名が文教警察企業常任委員会委員となったところでございます。私はこのたび委員長に選任されました延岡市選出の河野哲也でございます。一言ごあいさつを申し上げます。

宮崎の将来を支えていく人材育成のために、日々、学校教育、教育行政に携わっていらっしゃいます皆様に心より感謝申し上げます。このたび、東北の震災におきましても、数多くの子供たち、児童生徒が犠牲になりました。しかし、釜石では、釜石の奇跡という、小中学校の子供たち3,000名が、学校登校の子供たちがすべて助かったという事例もあります。それもやはり、日ごろの避難訓練、それから防災教育が徹底し



ていたということもお聞きしています。このように、教育課題というのは宮崎も山積しておりますが、どうか一緒にその解決のために努力してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、委員の皆様を紹介いたします。

まず、私の隣が延岡市選出の後藤副委員長でございます。

次に、向かって左側ですが、えびの市選出の中野委員でございます。

宮崎市選出の横田委員でございます。

日南市選出の外山委員でございます。

向かって右側でございますが、宮崎市選出の井上委員でございます。

宮崎市選出の有岡委員でございます。

次に、書記の紹介をいたします。

正書記の本田主査でございます。

副書記の藤村主査でございます。

次に、教育長のごあいさつ、幹部職員の紹介並びに所管業務の概要説明等をお願いいたします。

**○渡辺教育長** おはようございます。教育委員会でございます。

委員の皆様方には、かねてから本県教育の振興のために御指導、また御支援を賜り、心から感謝を申し上げます。本当にありがとうございます。県教育委員会といたしましては、平成23年度におきましても、本県教育のさらなる充実を図るために、誠心誠意努めてまいる所存でありますので、委員の皆様方の変わらぬ御指導、また御鞭撻をよろしくお願い申し上げます。

それでは、この後は座って説明をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、御説明に入ります前に、御報告を申し上げたいと思います。

ことしの4月に開設いたしました「県立都城きりしま支援学校小林校」並びに「県立日向ひまわり支援学校」の高等部についてであります。

両校の高等部は、県教育委員会が取り組んでおります特別支援学校高等部設置事業の一環として開設したものでありまして、都城きりしま支援学校小林校には8名、日向ひまわり支援学校には10名のそれぞれ新入生を迎え、高等部の開設並びに入学式を挙げる事ができました。両校の高等部の開設に際しましては、県議会の皆様に多大なる御支援と御協力を賜りましたことに対しまして厚く御礼を申し上げます。本当にありがとうございます。

それでは、概要説明に入らせていただきます。

お手元の常任委員会資料の1ページをお開きください。

まず、教育委員会事務局の幹部職員を御紹介申し上げます。

教育次長（総括）の亀田博昭です。

教育次長（教育政策担当）の飛田洋です。

教育次長（教育振興担当）の山本真司です。

総務課長、安田宏士です。

次に、政策企画監、高田昌宏であります。病氣加療のため、本日欠席させていただいております。

次に、参事兼財務福利課長、福永展幸です。

学校政策課長、長濱美津哉です。

学校支援監、中野通彦です。

特別支援教育室長、武富志郎です。

教職員課長、川島達朗です。

生涯学習課長、津曲睦己です。

スポーツ振興課長、田村司です。

文化財課長、田方浩二です。

人権同和教育室長、中原邦博です。

なお、課長補佐につきましては、ただいまの

名簿の記載をもって御紹介にかえさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、2ページをごらんください。

教育委員の構成についてであります。

教育委員会は、委員6名で構成されております。近藤好子委員長ほか、ごらんとおりでございます。

次に、3ページをごらんください。

「宮崎県の教育基本方針」であります。

本県の教育は、「たくましいからだ 豊かな心 すぐれた知性」をスローガンに、郷土への誇りや新しい時代を切り拓いていく気概を持ち、心身ともに調和のとれた人間の育成を目指しております。この方針に基づきまして、各種の施策を推進してまいりたいと考えております。

次に、右の4ページをごらんください。

「宮崎県人権教育基本方針」についてであります。

県教育委員会では、あらゆる人の人権を尊重する人権教育を発展的に構築するために、平成17年度に「宮崎県人権教育基本方針」を策定したところであります。今年度につきましても、この方針に基づきまして、人権教育の一層の推進に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、ページをおめくりいただきまして、5ページをごらんください。

教育委員会の「平成23年度当初予算」であります。

表の下のほう、太線で囲んでおります欄に記載しておりますように、一般会計の合計は1,112億2,726万4,000円、特別会計の合計は1億7,305万3,000円、総計で1,114億31万7,000円であります。これは、前年度の当初予算額に対しまして、35億3,692万1,000円の減、対前年比96.9%となっております。

今年度の当初予算につきましては、骨格予算としての予算編成となったことなどからの減額はありますものの、教育活動に影響が生じないよう措置できたものと考えております。

なお、新規事業や政策的な判断を要する経費につきましては、いわゆる肉づけ予算として6月補正予算で対応するため、6月の定例県議会にお諮りする予定であります。

続きまして、右側の6ページをごらんください。

県教育委員会事務局の組織体制をお示しいたしております。

本年度の組織改正によりまして、ページの中央の部分、上から4番目の欄ではありますが、特別支援教育室のところに、「新設県立特別支援学校開設準備委員会」を設置いたしました。これは、延岡総合特別支援学校、仮称であります。この学校の平成24年4月開校に向けまして、開設準備を行うためのものであります。

次に、ページをめくっていただきまして、7ページから15ページまで、各課室ごとの組織及び事務を記載しておりますが、後ほどお目通しをいただきたいと存じます。

私からの説明は以上であります。引き続き、担当の各課室長から、教育委員会の主要事業及びその他の事項といたしまして、現在、策定作業を進めております「第二次宮崎県教育振興基本計画」（素案最終案）の概要等につきまして説明させていただきます。

教育委員会といたしましては、今年度も子供たちの「人間力」をはぐくむ教育の推進に全力を傾注して取り組んでまいりたいと考えておりますので、委員の皆様方の御指導をどうぞよろしくお願い申し上げます。

私からは以上であります。

○安田総務課長 第二次宮崎県教育振興基本計画について御説明を申し上げます。

お手元に、別冊で計画の「素案最終案」をお届けいたしております。

この計画につきましては、2月定例県議会の常任委員会におきまして、「第一次素案」として説明させていただいたところでございます。その折にも、委員の皆様方から御意見をいただき、また、3月に実施しましたパブリックコメントなどを踏まえ、さらに内容の検討を行ってまいりました。

この計画につきましては、6月定例県議会への上程に向けて準備を進めてまいりましたけれども、現段階での「素案最終案」としてまとまりましたので、御説明をいたします。

「文教警察企業常任委員会資料」のほうに、概要をまとめております。委員会資料の25ページをお願いしたいと思います。

1の策定の趣旨についてでありますけれども、2つ目ないし3つ目の丸で示しておりますように、本県では、社会情勢の大きな変化への対応に加え、未曾有の口蹄疫被害等、大変厳しい状況からの再生・復興に向けて、今、県民を挙げて取り組んでおります。

また、せんだっての東日本大震災におきましては、極めて甚大な被害が発生いたしましたけれども、被災地域では、地元住民の皆様を中心に、復興・再生に向けた懸命な取り組みが続けられております。

このような状況を見ますとき、これからの本県の教育におきましては、これまではぐくんできたさまざまな「絆」をより大切にしながら、「心の豊かさ」あるいは夢や目標の実現に向けて挑戦し続ける「たくましさ」をはぐくむことが大変重要ととらえました。

そこで、5つ目の丸にありますように、本計画は、「未来を切り拓く 心豊かでたくましい宮崎の人づくり」をスローガンとして、将来世代である子供たちを初め、県民一人一人が宮崎や我が国、そして世界の未来を切り拓いていく人となることを願い、現行の「宮崎の教育創造プラン」を初めとします4つの計画を統合して策定するものでございます。

次のページ、5の計画の概要について御説明をいたします。

本計画は、子供たちを初め県民一人一人が、未来を切り拓いていくことのできる人となることを願うものでありますことから、(1)にあります3つの「目指す県民像」を設定いたしました。

この「目指す県民像」の実現に向けて、(2)にありますように、太枠で囲んでおります5つの「施策の目標」や、細線で囲んでおります全体で21の施策を設定し、今後10年間で推進してまいります。

施策の目標Ⅰは、「県民総ぐるみによる教育の推進」です。社会全体が一体となって教育に取り組むことを目指してまいります。

施策目標Ⅱ、「生きる基盤を育む教育の推進」では、教育の基盤となります「学校教育の充実」を図ることを目指してありまして、7つの施策を通して、子供たちの「生きる力」をしっかりとはぐくんでまいります。

施策の目標Ⅲは、「自立した社会人・職業人を育む教育の推進」です。この内容につきましては、主に施策目標Ⅱの学校教育で取り組むものでありますけれども、あえて施策の大きな柱として位置づけ、設定したところがございます。その理由は、今後ますます厳しい時代を迎えるときだからこそ、子供たちには地域や社会の一

員としての自覚をしっかりと持って、その発展に積極的に貢献する人に育ってほしい。また、将来、自立した社会人や職業人として活躍する人になってほしい。そのような子供たちの自立に向けた教育に、本県としてしっかりと取り組むというねらいを持って設定したものでございます。

27ページをお願いいたします。

施策の目標Ⅳは、「魅力ある教育を支える体制や環境の整備・充実」です。さまざまな子供の学びや育ちを支える教育環境の整備・充実をソフト面・ハード面から推進するもので、教職員の資質の向上を初めとする5つの施策を位置づけております。

施策目標Ⅴは、「生涯を通じて学び、挑戦できる社会づくりの推進」です。県民一人一人がいつでもどこでも学び続けられる社会づくりという観点から、生涯学習やスポーツの振興、文化の振興を図るものであります。

次に、(3)主な成果指標についてであります。

本計画では、県民すべてが共有できる具体的な指標を示すことにより、県民が一丸となって計画の実現を目指すという考え方から、全部で10の指標を設定しております。

成果指標の①から⑦は、「時代を担う子どもたちの育成」にかかわるもの、⑧は「県民の生涯を通じた学びの推進」にかかわるものです。

また、⑨と⑩は「本県が抱える課題への対応」にかかわるものであり、県政の課題に教育委員会としてもしっかりとこたえることが大切である、そのようなことから設定した指標であります。

⑩の「医学科合格者 年間100名以上」につきましては、本県の医師不足の解消につながることを願い、そのためには、医師を志す高校生がその志を実現できるように指導・援助すること

が大切であるという考え方から設定したものであります。

なお、「日本一」や「全国上位」という表現にしておりますけれども、これは他県と競争するというのではなく、括弧書きにもありますように、100%、すなわち本県のすべての子供がそうになってほしいと願うものでありまして、県民へのわかりやすさ、アピール度という観点から、そのような表現にいたしております。

最後に、28ページの6、計画の推進についてであります。

(2)の施策の推進に当たりましては、市町村教育委員会や関係部局との連携・協働が重要となりますことから、十分な意見交換等を行い、共通認識を深めながら進めてまいります。

以上、計画の概要を御報告させていただきましたけれども、委員の皆様方から御意見をいただき、県民と共有できる計画にしてまいりたいと考えております。どうぞよろしくをお願いいたします。以上でございます。

**○福永財務福利課長** 財務福利課関係について御説明申し上げます。

常任委員会資料の16ページをお願いいたします。

「県立学校耐震対策事業」についてでございます。

これは、1の事業の目的にありますとおり、耐震補強が必要な校舎等につきまして、生徒の安全及び地域住民のための応急避難場所の確保に資するため、計画的に補強工事を行っているものであります。

2の事業の内容でございますが、昭和56年度以前に建設されました非木造で2階建て以上、または延べ床面積200平米を超える建物につきまして、耐震診断の結果、補強の必要性があると

された建物について、計画的に補強工事を行っておりますが、平成23年度につきましては、当初予算におきまして、耐震補強工事を2校2棟及び1生徒寮1棟について予定しているところでございます。このことによりまして、平成23年度末における県立学校の耐震化率は、93.6%となる見込みでございます。

3の事業費といたしましては、2億8,750万1,000円を計上しております。

次に、17ページをごらんいただきたいと思っております。

改善事業「学校職員健康づくり実践強化事業」についてでございます。

これは、1の事業の目的にありますとおり、これまで、県、市町村、学校、公立学校共済組合が連携いたしまして、学校職員の心身の健康増進対策を総合的に推進する体制づくりに取り組んでまいりましたけれども、その成果を踏まえまして、健康づくりの実践を促進する体制を整備するものでございます。

2の事業の内容でございますけれども、まず(1)にありますとおり、関係機関で構成しております既存の協議会を活用し、健康増進に係る事業を企画・実施いたします。

次に、(2)にあります研修体制の充実といたしまして、本年度から3年間で管理職を対象に、メンタルヘルスに関する研修会を実施するほか、希望者を対象としてメンタルヘルスセミナーを開催することとしております。

次の(3)でございますが、校内における職員の安全や健康増進に係る取り組みを活性化させるため、優良事例の表彰などを実施することとしております。

次の(4)相談体制の充実につきましては、基本的にこれまでの取り組みの継続となります

けれども、これまで以上に啓発・広報活動に努めることとしております。

3の事業費といたしまして、609万6,000円を計上しております。

財務福利課関係は以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○長濱学校政策課長 学校政策課でございます。資料の18ページをお開きください。

新規事業「新規学卒未就職者のスキルアップ支援事業」であります。

1の事業の目的であります。大学や高校などで専門的な知識・技術を学んだ新規学卒未就職者の能力をさらに高め、就職に必要な社会人としてのスキルアップを図ることを目的に、新規学卒未就職者を県立高等学校等にICT活用の補助員や実験・実習補助員として配置いたします。あわせて、学校の教育環境の充実を図るものとしております。

採用対象は、ことし3月に大学、高校等を卒業した就職未決定者及び卒業後3年以内の方としております。

2の事業の内容であります。①のとおり、高校教育実験・実習補助員として、県立高校等に1年間50名を配置いたします。

①は、授業・実習におけるICT活用補助として、教科「情報」の実習補助やデジタル教材作成補助及び数学等各教科におけるICT活用補助を行うものです。

②、③は、理科実験、家庭科実習の準備・実験・指導の補助を行うものです。

④は、専門高校等における専門学習・実習の補助で、農業系学科では、実習や農場管理の補助等を行い、工業系、商業系の学科等におきましては、実習、実習室管理の補助等を行います。

(2)の採用者のスキルアップ研修では、就

職するための力の向上につなげるために、ビジネスマナー研修や専門力を向上させる研修を行うものです。

事業費は8,850万4,000円であります。財源は緊急雇用創出事業臨時特例基金を活用いたします。

なお、5月時点での採用状況であります。25校で35名を採用しております。

次に、19ページをお開きください。

改善事業「定時制・通信制夢かがやき支援事業」であります。

1の事業の目的であります。定時制・通信制高校の生徒が夢を抱いて生き生きと自己実現を図るために、生徒生活体験発表大会等の実施や生徒の心のケアや悩み相談に当たる生徒支援相談員——ハートサポーターと呼んでおりますけれども——の配置、学習の滞りがちな生徒に対する支援を行う通信制学習支援センターの開設を行うものであります。

2の事業の内容であります。①の生徒生活体験発表大会及び文化・スポーツ交流支援では、定時制・通信制で学ぶ生徒が一堂に会する生徒生活体験発表大会や文化の集い及びスポーツ交流会を実施します。

②の生徒支援相談員配置では、多様な生徒の心のケアや悩み相談に当たる生徒支援相談員を定時制課程5校、通信制課程2校に配置しております。

③の通信制学習支援センター開設では、通信制に在籍しながら学習の滞りがちな生徒、例えば単位取得登録をしていない生徒や、通信教材で自学ができずにレポート作成が困難な生徒などに対する学習支援を行うための「学習支援センター」を、通信制高校が設置してある宮崎市及び延岡市以外で通信制在籍者が最も多い

都城地区に開設しております。

事業費は651万7,000円であります。

続きまして、県立高校生の就職状況についてであります。

29ページをお開きください。

この資料は、平成23年3月31日現在の就職決定状況であります。

卒業者は7,876人で、就職希望者は、県内希望が1,337人、県外希望が1,055人、合わせて2,392人でした。

3月末の就職決定者数につきましては、県内1,345人、県外979人、合わせて2,324人となっております。

これを就職決定率で見ますと、県内が100.6%、県外が92.8%、全体の決定率が97.2%となります。前年度末が95.1%でありましたので、2.1ポイント上昇しております。

また、県内決定率が県外決定率を7.8ポイント上回っております。

県内決定率が100%を超えておりますことは、口蹄疫の影響等による厳しい経済状況の中で、県外就職できなかった生徒の採用に対しても、県内企業から協力をいただいた結果であると言えます。

ちなみに、全体の97.2%の決定率は、記録が残っている平成8年以降で最高値でございます。

なお、ことし3月の県立高校卒業者の就職未決定者が68人おりますけれども、この卒業生につきましては、追跡調査を実施しながら、今後とも、各学校の進路指導部や進路対策専門員と協力しながら、就職決定に向けた支援を行ってまいります。

説明は以上です。よろしく願いいたします。

○武富特別支援教育室長 「延岡総合特別支援学校（仮称）設置事業」についてであります。

隣の20ページをごらんください。

本事業は、1の事業の目的にありますように、「延岡総合特別支援学校（仮称）」基本構想に基づき、延岡地区の3つの特別支援学校（延岡ととろ聴覚支援学校、延岡わかあゆ支援学校、延岡たいよう支援学校）を延岡西高等学校跡地に統合し、複数の障がいに対応した教育施設のほか、医療・福祉・保健・労働等の関係機関との連携を図るための相談施設を整備し、幼児期から卒業後まで一貫した支援のできる総合特別支援学校の実現を図り、共生社会づくりを目指した特別支援教育を推進するものであります。

2の事業の内容であります。まず、(1)の「延岡総合特別支援（仮称）開設準備委員会の設置」につきましては、延岡わかあゆ支援学校内に開設準備委員会を設置し、学級編制や時間割の作成など、平成24年4月の開校に向けた最終準備を行うこととしております。

また、(2)の施設設備の整備につきましては、既に工事を終えた管理棟の新築、聴覚障がい教育棟の改修、老朽施設等の解体に続き、今年度は肢体不自由教育棟の改修・増築、作業棟や寄宿舎の新築、体育館の改修、プールの整備等を行う予定としております。

(3)の教材教具等の整備につきましては、作業学習や自立活動など専門的な教育を行うための教材教具や給食用備品等を購入する予定であります。

3の事業費につきましては、10億3,056万7,000円でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。以上でございます。

○津曲生涯学習課長 生涯学習課でございます。

委員会資料は21ページとなります。よろしくお願いいたします。

新規事業「地域ぐるみ子ども教育支援活動促進事業」であります。

この事業は、学校、家庭、地域が一体となって子供たちの健やかな成長を図るものとして、中ほど2の事業の内容でございますとおり、2つの事業を計画しております。

まず、(1)にございます市町村が実施します「子ども教育支援活動」への助成でございます。補助率はごらんのとおり、国、県、市町村がそれぞれ3分の1となっております。

①の「学校支援地域本部」事業でございますが、地域の皆様がボランティアとして学校教育に参画する活動ということで、例えば、登下校の安全見守り活動とか、家庭科の授業の中で裁縫ミシンの使い方を教えるとか、郷土芸能の伝承活動などがあります。これらの体制づくりへの支援としまして、今年度は14市町村の30本部に助成を行うこととしております。

②の「放課後子ども教室」では、放課後や週末などに、地域住民が中心となって、子供たちの安心安全な居場所づくりを行う活動でございます。例えば、お手玉やけん玉など昔遊びの伝承とか、図書室での本の読み聞かせ、校庭や体育館でのスポーツ教室などがありますが、これらの支援としまして、今年度は14市町村63の教室に助成を計画しております。

(2)でございますが、県といたしましては、これらの支援活動の推進方策の検討や事業の普及啓発、さらには指導ボランティアの養成研修会などを行います。

事業費は3にありますとおり、(1)の補助費が6,344万円、(2)が101万3,000円、合わせて6,445万3,000円となっております。

次の事業を御説明します。右側のページにお移りください。

新規事業「親子いきいき家庭教育支援推進事業」であります。

すべての子供たちの教育の原点は、家庭教育にあると考えております。親子のきずなの再構築をもねらいに、この事業を組み立てております。

2の事業内容をごらんください。

(1)でございますが、まず、家庭教育支援の基盤整備でございます。各学校PTAが実施します家庭教育学級への支援といたしまして、県生涯学習ホームページの「みやぎ学び応援ネット」での情報提供や、NPOなどの関係団体と連携しまして、講師の養成やその派遣を行います。

(2)は「子どもの生活習慣づくり運動」としまして、テレビやゲーム等で遊ばない日を設ける「ノーメディア・デー」の実施、それとか早寝早起き朝御飯といった基本的な生活習慣づくりの呼びかけ、これらのいろんな活動を総括する家庭教育フォーラムにも取り組みます。

(3)は読書活動であります。読書は、子供たちに夢を与え、異文化を体験し、そして創造力を提供できます。家庭における読書活動の推進は、家庭教育に大変重要でございますので、この活動の一つとしまして、家で読むと書きまして「家読」と読ませる新たな運動にも取り組んでみたいと考えております。読んだ本について親子で会話をしたり、子供たちに読み聞かせをしたり、こういうことで親子のきずなを一層強化するきっかけづくりを目的としております。

そのほか、読み聞かせボランティアの養成や県立図書館にございます移動図書館車「やまびこ号」の活用を計画しております。

事業費は3にございますとおり、384万3,000円となっております。

生涯学習課は以上でございます。

○田村スポーツ振興課長 スポーツ振興課関係について御説明いたします。

常任委員会資料の23ページをお開きください。

改善事業の「元気な子どもを育む「子ども体力ステップアップ事業」」について御説明いたします。

事業の目的は、各学校独自の体力向上プランの実践を支援するとともに、教科体育や運動部活動などの教育活動全体を通して、子供の体力向上を図るものでございます。

事業の内容といたしましては、主なものを挙げますと、(1)の体力ステップアップへの支援として、新たに立腰指導、一校一運動の推進等に取り組むなど、子供たちの体力向上に取り組んでまいります。

また、(2)の体育の授業充実への支援として、子どもの体力向上指導者養成研修や体育振興指導教員の学校への派遣等を行うほか、学習指導要領の改訂に伴いまして、新たに③の武道指導者等の学校への派遣事業を実施いたします。

また、(4)の運動部活動への支援では、②の指導者サポート出前事業といたしまして、体育振興指導教員を学校に派遣し、運動部活動指導者の資質向上を図る新たな取り組みを実施することとしております。

事業費といたしましては、712万1,000円を計上しております。

次のページをお願いいたします。

改善事業の「ジュニアアスリート一貫指導体制強化事業」について御説明いたします。

事業の目的は、本県競技力の中核となる少年競技力を維持・向上させるために、小中高一貫指導体制をさらに強化・充実させ、発達段階に応じた適切かつ継続的な指導を行うことにより、



九州・全国レベルのジュニアアスリートを育成するものでございます。

事業の内容といたしましては、主なものを挙げますと、(1)の地域シンボルスポーツ育成事業として、地域における企業や総合型地域スポーツクラブ等で、小・中・高校生を対象としたスポーツ教室等を実施することにより、地域に密着したスポーツを振興し、小中高アスリートの養成を図ってまいります。

また、(2)中学生アスリート育成事業、(3)高校生アスリート育成事業として、中学校、高校において強化推進校の指定を行うとともに、(4)トップアスリート育成事業として、中・高校生の優秀な選手による合同の合宿練習等を実施することにより、中学校、高等学校の競技力の向上を図ってまいります。

また、新たな取り組みといたしましては、(3)の高校生アスリート育成事業において、強化推進校にトレーナーを定期的に派遣し、選手のコンディションづくりのサポートを行ってまいります。

事業費といたしましては、6,843万1,000円を計上しております。以上でございます。

**○河野委員長** 以上で執行部の説明が終わりましたが、質疑はありませんか。

**○外山委員** またよろしく申し上げます。1点だけ、27ページの(3)の⑩のところですけども、この医学部の合格者、年間100名以上を目指す、過去の数字、データはありますか、去年、一昨年とか。お願いします。

**○長濱学校政策課長** 本課のほうで統計をまとめておりますのが、私立高校も含めて調査が必要ということで、平成13年以降で取りまとめておりますが、100名を超しましたのが2回ございます。昨年度末が105名でございまして、平成21

年度に101名でございます。あと、実は平成18年度から宮崎大学の医学部医学科が地域枠を設けました関係で、その前と後との傾向がございませうけど、その後が大体平均が90人でございます。平成18年度以降の平均90人、それ以前の5年間で68人ございました。それでよろしいでしょうか。1年のことではよろしいでしょうか。

**○外山委員** 結構です。

**○中野委員** 1点だけ確認ですが、総務課長が先ほど、振興計画で委員から意見をいただいて云々と言われましたが、意見を聞く時間というのは今この時間のことですか。将来つくられるんですか。もうこの成案は動かないんですか。

**○安田総務課長** この計画につきましては、この委員会では、昨年11月に推進状況、そして3月にも御意見をいただいて、してきたと思っています。6月の議会に向けてということですので、この場で御意見がいただければというふうに思っております。

**○河野委員長** 今、中野委員からもありましたが、今回が意見の集約ということになると思いますが、確認ということで、計画の3ページに「教育基本法における規定」という中で、17条の2、「地方公共団体は、前項の計画を参酌し、」という言葉がありますが、この参酌というのはどういうふうに解するというか、もう一つ、というのは、政府の教育振興計画は、これからの5年、10年を見据えた5年というのがあるんですが、宮崎の基本計画には、必要に応じて見直すというのはありますけど、5年間というそのスパンの計画がちょっと見当たらないんですけど、この参酌という解し方と、つまりこの政府案というのは参考程度でいいんだというところ、国の5年間が位置づけられているのが、宮崎の基本計画の中にはこれからの5年というの

がちよっと見当たらないので、そこら辺ちよっと、どういう協議で進んだのか、もし確認できれば。

**○安田総務課長** 今ありました教育振興基本計画、基本法の17条で定められております。当然地方公共団体が計画を策定するに当たりましては、国の定めた基本的な方針、ありますように、国の計画あるいは学習指導要領等のそういった大きな方針を十分踏まえながら、計画の検討・策定を行っていくというふうに考えております。それから、期間についてお話がありましたけれども、この宮崎県の教育振興基本計画は、いわゆる教育基本法で定められた計画であると同時に、県全体の総合長期計画の中のいわゆる「人づくり」の部分を担当するという性格、資料で言いますと、25ページの真ん中あたり、2にありますけれども、宮崎県総合計画の部門別計画、この計画が10年の計画ということもあることから、今回の第二次宮崎県振興基本計画につきましては、同じく25ページの3にありますけれども、今後10年間を見据えた計画ということで策定を進めてきたところでございます。以上です。

**○中野委員** 関連ですが、ちよっと基本的なことをお尋ねしますが、学校教育基本法が改正されました。また、指導要綱もそれによって改正されました。そのことがここで反映されているんですかね。前回と今回をつくる関係で。

**○飛田教育次長（教育政策担当）** 委員がおっしゃるとおり、教育基本法が改正されたという趣旨は、今の日本の教育に対する課題に対して、どういう方向性で踏み出せばいいかという大きな枠で、教育基本法とか学習指導要領はこたえられた。当時、文部科学省が出したリーフレットには、危機に直面する日本社会あるいは多くの課題を抱える日本の教育、そういうことの解

決のために教育基本法等を改正するんだということが書いてありました。当然本県としても、本県の子供たちにこれからの10年先を見据えてどう生きていくか、どういう教育を踏まえていくかというようなことを考えながら取り組んでまいりましたので、そういうことを十分踏まえながら検討させていただきました。特に、例えば一つだけ例を挙げさせていただきますと、道德教育の充実というようなことがうたっておりますが、その中で、常任委員会資料の27ページをごらんください。そこに主な成果指標として、県民の皆様方によく理解いただいて県民全体となって取り組むということで、例えば1番、「あいさつができる子ども日本一」「思いやりの心を持っている子ども日本一」、宮崎の子供が心豊かできずなを大切にしながら、そういう道德性の高い子供たちを育てていきたいというような思いを持って、そういう旗印を掲げさせていただいたところであります。以上でございます。

**○中野委員** 今度の大震災で、きずなの大切さ、家族の大切さ、非常にクローズアップされておりますよね。そういう思いが込めてあれば、いいことだというふうに思います。

もう1点、3月にパブリックコメントを実施されましたが、何件あって、どのような内容で、そしてそのことが、この基本、素案最終案にどのように変更されたのかをお尋ねいたします。

**○安田総務課長** 3月に実施しましたパブリックコメントでは、14人の方から16件の御意見をいただきました。その内容としましては、直接その計画の内容の修正にかかわるものではなくて、例えば幾らいいものをつくっても、やっぱりしっかりとそれを県民の方に伝えていくこと、つくるだけじゃなくて、いかに県民と一緒にやっていくか、そういったことが重要じゃな

いかという御指摘をいただきました。それから、例えば表現の問題で言いますと、先ほど政策次長が言いました主な成果指標で言いますと、いわゆる全国上位という表現をしていたんですけれども、全国上位というのはわかりにくいんじゃないかというような御指摘もあったものですから、括弧書きで具体的にすべての項目で全国平均を上回るんだと、それが全国上位ということで、それを目指しますというようなことで、そういう御意見、それから、それを踏まえた修正をしたところであります。以上です。

**○河野委員長** そのほかありませんでしょうか。

それでは、以上をもって教育委員会を終わります。

執行部の皆様には御苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

午前11時15分休憩

---

午前11時19分再開

**○河野委員長** 委員会を再開いたします。

先般の臨時県議会におきまして、私ども7名が文教警察企業常任委員会委員となったところでございます。

私はこのたび委員長に選任されました延岡市選出の河野哲也でございます。一言ごあいさつを申し上げます。

発電、工業用水供給、それから地域振興等の3事業におかれまして、企業局、本当に日々努力いただきまして、また、さまざまな成果も出していただいているということで、今後とも、本当に注目される事業、業務ではないかというふうに思います。県民のためにという視点でことし1年間、私どもも努力してまいりたいと思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

次に、委員の皆様を紹介いたします。

まず、私の隣が延岡市選出の後藤副委員長でございます。

次に、向かって左側から、えびの市選出の中野委員でございます。

宮崎市選出の横田委員でございます。

日南市選出の外山委員でございます。

向かって右側です。宮崎市選出の井上委員でございます。

宮崎市選出の有岡委員でございます。

次に、書記の紹介をいたします。

正書記の本田主査でございます。

副書記の藤村主査でございます。

それでは、局長のごあいさつ、幹部職員の紹介並びに所管業務の概要説明等をお願いいたします。

**○濱砂企業局長** おはようございます。企業局長の濱砂でございます。どうぞよろしく願いいたします。

私ども企業局は、いわゆる地方公営企業として、電気事業を中心といたしまして、工業用水道事業、それから地域振興事業の3つの事業を経営しておるところでございますけれども、おかげさまで現在までのところ、順調に推移しております。しかしながら、国、地方を通じまして非常に行財政の環境が厳しいこと、あるいは主力の電力部門に関しましては、電力の自由化が進展してきておるなど、環境が変化しつつあるところでございます。

加えまして、去る3月11日の東日本大震災におきまして、これに伴いまして、東電の福島原発で大きな事故が起きて、現在も継続中でございますけれども、これを機に我が国のエネルギー政策が大きく見直されることになるのではないかと、これが我々公営電気はどういう影響を及ぼすのかということも注意しながら

見守っていく必要があると考えております。

そういう中で、私どもといたしましては、公営企業の究極の目的でございます公共の福祉の増進ということに向けまして、全職員、全力を挙げて取り組んでまいり所存でございます。委員の皆様には、今後とも、よろしく御指導、御支援を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、座って御説明させていただきます。

まず初めに、局本庁の幹部職員の紹介をさせていただきます。

お手元の委員会資料、1ページをごらんください。

ここに名簿を載せておりますけれども、これに沿いまして紹介をさせていただきます。

私の隣が副局長、持原道雄でございます。

技監の相葉利晴でございます。

総務課長の吉田親志でございます。

経営企画監の新穂伸一でございます。

工務課長の本田博でございます。

電気課長の白ヶ澤宗一でございます。

施設管理課長の山下雄一でございます。

総合制御課長の田村秀秋でございます。

続きまして、総務課課長補佐、奥泰裕でございます。

工務課課長補佐、井手浩三でございます。

同じく工務課課長補佐、喜田勝彦でございます。

電気課課長補佐の瀧田伸司でございます。

同じく電気課課長補佐、森本誠二でございます。

次に、施設管理課課長補佐、瀬戸口和仁でございます。

同じく施設管理課課長補佐、新見剛介でございます。

総合制御課課長補佐の上石浩でございます。

最後に、議会担当でございますけれども、総務課主幹、橋本文人でございます。

同じく、総務課主任主事、宮本武郎でございます。

以上で職員紹介を終わります。

次に、委員会資料に基づきまして、所管事業の概要を説明させていただきます。

2ページをごらんください。

平成23年度の組織体制でございますけれども、本年4月1日付で若干組織の改正を行っております。昨年度までは副局長を総括と技術の2名体制としておりましたけれども、副局長を1名としまして、技術に関する事務を掌理する技監を新たに設置いたしました。より効率的・効果的な業務執行体制を整備することを目的としたものでございます。この結果、平成23年度の組織体制は、副局長、技監、それから本庁の5課1出先機関、職員数116名となっております。

出先機関につきましては、図の中ほどに書いておりますけれども、北部管理事務所でございます。これは日向市にありまして、工業用水道事業の管理を行っております。

それぞれの課及び事務所の主な事務分掌につきましては、隣の3ページに記載のとおりでございます。説明は省略させていただきます。

次に、4ページをお開きください。

続きまして、事業概要でございます。

企業局では、電気事業、工業用水道事業、それから地域振興事業の3つの事業を実施しております。まず、基幹事業でございます電気事業でございます。

まず、①の沿革でありますけれども、本県におきましては、昭和13年に県営電気事業が発足して以来、全国有数の豊富な水資源の活用を県政の最重要課題と位置づけまして、これまでに

6つの河川総合開発事業——そこに記載しておりますけれども——が完成をいたしております。

河川総合開発事業は、河川管理者である県土整備部が所管する事業ではございますけれども、企業局が委託を受けまして、多目的ダムを建設し、発電を行いますとともに、流域市町村の水害防止やあるいはかんがい用水等の確保など、事業を通じまして、県財政や地域の発展に貢献しているところでございます。

②の事業の規模でありますけれども、現在、発電所を12保有しております、その最大出力の合計が15万8,000キロワット、これは全国26の公営電気を行っている事業者の中で3番目の規模でございます。発電した電力は、すべて九州電力へ供給しております。

発電所の一覧につきましては、次の5ページの上の表のとおりでございますが、これらのすべての発電所は、企業局の本庁舎の8階に総合制御課がございまして、そこからすべて集中監視制御を行っておる状況でございます。

次に、③の緑のダム造成事業でありますけれども、この事業は平成18年度から開始しており、安定的な電力の供給に資することを目的にいたしまして、企業局の発電事業に係るダムの上流域を対象として、未植栽地を買収しまして、水源涵養機能の高い森林として整備しているところでございます。昨年度までに214ヘクタールを購入いたしまして、約83ヘクタールに植林を行ったところでございます。

次に、④の新エネルギーへの取り組みでございます。

まず、太陽光発電設備につきましては、日向市の工業用水道の配水池がございまして、そこに30キロワットの設備を設置いたしまして、平成22年、昨年2月から発電を行っております。

さらに、ことしの2月には、新富町の一ツ瀬川県民スポーツレクリエーション施設、河川敷のゴルフ場であります、ここにも90キロワットの設備を、2番目の太陽光の施設として設置いたしまして、発電を開始したところでございます。

また、ダムの維持流量を活用いたしましたマイクロ水力発電の導入にも取り組んでおりまして、延岡市の祝子川上流にあります祝子ダムで、昨年12月から工事に着手しております。これは、来年、平成24年の1月に完成する予定でありまして、発電規模は33キロワットでございます。

5ページをごらんください。

下の表であります、(3)に電気料金をお示ししております。

電気料金につきましては、九州電力との間で、2年ごとに交渉の上、改定するということになっておりまして、平成22年と23年度の料金は、42億2,775万9,000円というふうになっております。

目標供給電力量が5億965万1,000キロワットアワーとなっておりますので、単純に計算しますと、1キロワットアワー当たりの単価が8.3円ということになります。

なお、平成24、25年度の電気料金につきましては、今年度中に九州電力と交渉を行うということになっております。

6ページをごらんください。

次に、工業用水道事業でございます。

(1)の事業の概要でございますが、工業用水道事業は、日向市の細島工業団地に工業用水を供給する目的で、昭和39年の10月に完成し、同時に給水を開始いたしました。その給水能力は、日量で12万5,000立方メートルとなっております。現在、旭化成株式会社など13の企業に給水を行っているところでございます。

また、工業用水道施設につきましても、発電所と同じように、企業局本庁舎から集中監視制御を行っているところでございます。

次に、(2)で企業別の契約水量を示しておりますけれども、表の一番下にありますように、13社の契約水量の合計が日量12万4,618立方メートルとなっております。

(3)の給水料金であります。基本料金は1立方メートル当たり10円40銭で、これは全国的に見ましても非常に安い料金となっております。

次に、7ページでございますが、施設の概要を掲載しております。

上の図面の左側の端っこにありますけれども、耳川、これから取水しまして、総延長9.3キロの送水管を使いまして、右側の細島工業団地に用水を供給しているところでございます。

また、下の写真でございますけれども、左側が日向市東郷町にあります北部管理事務所の浄水場でございます。右側は、日向市の細島地区にあります配水池の写真でございます。

次に、8ページをごらんください。

次は、地域振興事業でございます。

(1)の事業の概要でありますけれども、電気事業の地域還元事業として、一ツ瀬川の河川敷にゴルフ場などを整備いたしましたもので、低廉な価格でサービスを提供することによりまして、地域振興と県民福祉の向上に寄与するというところでございます。平成2年の11月からスタートいたしまして、昨年度でちょうど20年を迎えたわけでありまして、利用者数が今までの累計で90万人を超えております。

次に、(2)の施設の管理運営につきましては、平成18年度に指定管理者制度を導入いたしまして、平成21年度からは、財団法人一ツ瀬川県民

スポーツセンターが引き続き第2期の指定管理者として、5年間の予定で管理運営を現在行っているところでございます。

参考といたしまして、ゴルフ場の利用料金表をお示ししておりますけれども、さまざまな割引制度を設けまして、県民の皆さんが利用しやすい料金を設定しているところでございます。

(3)には施設の概要を記しております。ゴルフコースは、パブリックの18ホールとなっております。

経営状況につきましては、昨年度は、年度当初、雨が多かったことや、また口蹄疫とか鳥インフルエンザ等々ございまして、利用者が若干落ち込みましたけれども、指定管理者が実施する主催コンペあるいはサービスの拡充などありまして、おおむね順調に現在までのところ推移してきているところでございます。今後とも、指定管理者と連携しながら、利用促進とサービスの向上に努めてまいりたいと考えております。

次に、資料の9ページでございますけれども、平成23年度の公営企業会計当初予算の概要でございます。

まず、一番上の電気事業でございます。

業務の予定量でございますけれども、九州電力に卸売をいたします年間の供給電力量は、5億965万1,000キロワットアワーとしております。これは、県内の全世帯が年間に消費する電力量の約30%に相当する量でございます。

次に、収益的収入及び支出でありますけれども、これは大まかに申し上げますと、1事業年度だけの営業の収支をあらわすものでございまして、事業収益は、電力料ですとか財務収益など、48億3,780万3,000円でございます。事業費は、職員の給与費、減価償却費など、45億5,534万6,000円となっております。この結果、収支残

が2億8,245万7,000円となっております。

次に、資本的収入及び支出でございますけれども、これは、大変たくさんの施設を抱えておりますけれども、これらの諸施設の建設改良工事等に要する収支をあらわすものでございまして、資本的収入は、貸付金返還金など6億9,825万4,000円、資本的支出が、建設改良費、企業債償還金、一般会計への貸付金など、20億2,244万1,000円となっております。この結果、収支残が13億2,418万7,000円の不足となりますけれども、この不足額につきましては、表の下、欄外に書いておりますが、過年度分損益勘定留保資金等を財源といたしまして補てんすることにしております。

なお、不足額の補てんにつきましては、次の工業用水道事業及び地域振興事業におきましても、同様の処理を行います。

次に、(2)の工業用水道事業であります。

業務の予定量でありますけれども、事業所13社に対しまして、年間総給水量を4,561万188立方メートルとしております。

次に、収益的収入及び支出でございますけれども、事業収益は、給水収益など3億3,728万円、事業費が、職員給与費など3億606万8,000円となっております。この結果、収支残が3,121万2,000円となります。

次に、資本的収入及び支出でございますけれども、資本的収入はございません。資本的支出は、建設改良費、借入金償還金など、1億1,061万8,000円となっております。この結果、収支残が1億1,061万8,000円の不足となります。

次に、(3)の地域振興事業でございます。

業務の予定量でありますけれども、ゴルフ場の年間施設利用者数を3万7,500人と予定しております。

収益的収入及び支出でありますけれども、事業収益は、ゴルフ場の指定管理者からの納付金など2,699万2,000円で、事業費は、修繕費など2,533万9,000円となっております。この結果、収支残が165万3,000円となります。

次に、資本的収入及び支出でございますが、資本的収入はございません。資本的支出は、ゴルフ場整備用の備品、機器の更新ですとか借入金償還金など、2,047万8,000円となっております。この結果、収支残が2,047万8,000円の不足となります。

次に、資料の10ページをごらんください。

主要事業の概要でございます。

まず、(1)の企業局新エネルギー導入事業であります。

この事業は、本県の地域特性を生かしました環境に優しい新エネルギーの普及促進を図るために、ダムの維持流量を活用したマイクロ水力発電の導入に取り組むもので、事業費は、総額で1億1,720万円を計上しております。

このページの一番下に、小さな字で書いてありますけれども、維持流量と申しますのは、ダム下流の景観の保全等、河川環境の維持のために常時放流することが義務づけられている流量のこととございまして、これを利用するものでございます。

事業概要であります。①のマイクロ水力発電設備の設置であります。先ほど申しましたように、延岡市の祝子川上流にあります祝子ダムで、昨年12月から工事に着手してございまして、平成23年度の完成を予定しております。予算は1億720万円でございます。出力は33キロワットでありまして、ダムの維持流量を活用したマイクロ水力発電は、本県では初めての取り組みでございます。

そこに写真がございますが、左側の写真ですけれども、祝子ダムから弓なりに表示しております赤白点線であります。これは約6キロメートル下流にあります祝子発電所に水を送る隧道であります。隧道の途中、ダムのすぐ下流であります。この途中から右に分かれた先の黄色の丸印がありますが、ここに維持流量を現在放流しております。ここに発電所を設置するものでございます。

右側の写真は、設置予定と同じ型の水車発電機でございます。

次に、その下、②の新規事業「マイクロ水力発電設備の可能性調査」であります。祝子ダムに続きまして、綾北川上流にあります綾北ダム、小林市に存在しますが、この綾北ダムにおきましても、同じように維持流量を活用した発電の事業化の可能性調査を行うものでございまして、1,000万円を計上しております。

次に、11ページをごらんください。

(2) 新規事業の企業局ホール開放事業でございます。

この事業は、企業局庁舎の1階の県電ホール及びギャラリーを、業務に支障のない範囲で一般に開放しまして、県民の芸術活動ですとかあるいは地域活動の場を、気安い場として提供するというものでございまして、そういう意味で地域への貢献をしたいと思っておりますし、企業局に対する理解と浸透を深めたいというふうに考えておるところでございます。

事業概要でありますけれども、一般開放の対象者としましては、例えば学校ですとか社会福祉団体ですとか芸術活動や地域活動を行う団体等で、イベントや会議などに利用していただくことにしております。利用可能日は、平日及び休日の企業局庁舎の業務に支障のない範囲でござ

います。

事業費は、ギャラリーの整備あるいは看板の設置の経費など、もろもろ含めまして1,572万円を計上しているところでございます。

次に、12ページをごらんください。

(3) 改善事業の企業局未来創造貸付金でございます。

この事業は、知事部局が実施いたします森林整備あるいは環境対策など、企業局の業務にも関係が深い事業の財源といたしまして、一般会計に対しまして低利で貸し付けることにより、県財政に貢献しようというものでございます。

下の図をごらんいただきますと、この貸付金は、枠でくくっていますが、2種類ある貸付金の一つであります「新みやざき創造」支援事業貸付金、左側ですが、これが昨年度で終了いたしますことから、右側のもう一つの貸付金でございます企業局地域振興貸付金、この2つを一本化しまして、引き続き同額を貸し付けるというものでございます。従来どおりの貸し付けを継続いたします。

貸付金額は、従来の貸付金と合わせまして、平成22年度から平成25年度までの4年間で毎年度6億円、総額24億円を貸し付けるものでございます。利率は0.1%としております。

それから、13ページをごらんください。

(4) の緑のダム造成事業であります。

事業の概要につきましては、先ほどちょっと述べましたけれども、今年度は、新たな未植栽地等の買収費用あるいは植林、下刈り等の経費など、1億3,264万円を計上しております。

なお、あさって土曜日28日に、美郷町で緑のダム造成事業関係の植樹祭を予定しておりますけれども、ちょっと天気が心配なんです。一応予定しておるところでございます。



次に、(5) 新規事業の「来て！見て！体感」企業局施設見学ツアーについてであります。

この事業は、企業局の行う事業運営に関しまして広く県民への周知を図るとともに、エコや再生可能エネルギーへの取り組みを積極的にPRいたしますために、発電所や工業用水道施設の見学ツアーを行うものでございまして、見学施設の整備ですとかあるいはビデオ作成、あるいはもろもろの経費など含めまして、591万5,000円をお願いしております。

次に、(6) 新規事業の試験研究機関連携推進事業でございます。

この事業は、新エネルギーの取り組みなど県の施策を踏まえながら、県試験研究機関等と連携いたしまして実用的な研究を推進することによりまして、企業局業務の効率的な展開あるいは地域貢献に資するものでございまして、200万円を計上しております。

次に、(7) 新規事業の企業局人財育成推進事業でございます。

この事業は、企業局を取り巻く環境の変化や県民のニーズに的確に対応していきますために、経営感覚とともに企画力あるいは課題解決能力等の高い職員の養成が非常に重要になっておりますことから、職員の自主企画調査研究ですとか技術交流を通しまして、人財育成あるいは組織の活性化につなげていこうというものでございまして、170万円を計上しております。

次に、(8) の水力発電所等施設の整備でございます。

企業局の基幹事業でございます電気事業におきまして、電力の安定供給を引き続き行いますために、水車発電機の精密点検など水力発電所等施設の計画的な整備を行うものでございまして、11億8,803万5,000円を計上しております。

14ページでございます。

そこに、(9) といたしまして、知事部局等への経費支出額を取りまとめております。

先ほど説明いたしました企業局未来創造貸付金のほかに、多目的ダム管理費用等を含めまして、一番下ですけれども、総額で15億4,563万8,000円となっております。このほかに、表の欄外にありますが、平成22年度、昨年度は、「口蹄疫復興中小企業応援ファンド」の原資といたしまして、一般会計に20億円の貸し付けを行ったところでございます。

16ページ以降につきましては、事業会計別の当初予算を載せておりますけれども、説明は省略させていただきます。以上でございます。

○河野委員長 執行部の説明が終わりましたが、質疑はありませんか。

○中野委員 先ほどマイクロ発電の説明がありました。出力が最大で33キロワットということですね。それで、5ページを見ますと、祝子発電所の最大出力が1万6,800キロワットですが、マイクロ発電施設は、今後は祝子発電所の総括された最大出力ということになるわけですか。そうすると、1万6,833キロワットという今後は表示になるんですか。

○本田工務課長 ここは祝子発電所が1万6,800ですけれども、これは別枠で祝子第二発電所としまして、別の発電所として取り扱うことになります。以上です。

○中野委員 ということは、この祝子川に4つ目の発電所ができるという形で今後は何とか管理表示されておるんですね。

○本田工務課長 そのとおりでございます。

○中野委員 そうしたときに、今回の福島原発の事故で、水力発電所のここの企業局としての可能性がまだまだかなりあるわけでしょうか。

○**本田工務課長** これはダムから直下に流しています維持流量を利用した発電所でございますけれども、企業局の関係しているダム、15メートル以上をダムと申してはありますが、それが10カ所あります。この維持用水を流してるところが5カ所ありまして、一番最初に採算性が高いということで祝子第二発電所を今建設中でございますが、ここの10ページの②で書いておりますけど、次の玉としまして、綾北ダムを2番目の可能性の地域としまして、ことし可能性調査をするところでございます。維持用水といいますが、先ほど言いましたように、企業局では5つを持っておるところでございます。それ以外の小水力発電の可能性調査も、例えば砂防ダムとか、そういうやつの可能性調査も行っております。それと、市町村が持っております農業用水とか、そういうやつの可能性も、平成17年度ぐらいから技術的な支援というところで調査も行っているところでございます。

○**中野委員** 九電はこういう事態になっても、余り水力発電所に魅力を感じていないようだったんですね。それで、できたら公営企業は水力発電所中心だから、ぜひ電力の確保という面から、一生懸命、恐らく開口一番言われたように、国もいろんな取り組みをされると思いますから、いい機会だと思いますので、積極的な導入を含めた事業展開をされたらどうかなと思いますので、要望しておきます。

それでもう1点、9ページについてですが、昨年も一昨年も事業収益のほうでは収支残がずっとあって、資金的収支のほうでは収支残がすべてマイナス、昨年も一昨年もマイナスということになっておりますが、結果的にこの不足分は過年度分の損益勘定留保資金等で補てんするというふうに書いてありますので、今まで積

み立てた資産を食いつぶしていくということになると思うんですね。やはりこの傾向は、かなり過去からずっと続いておるのかどうかということと、こうしていくと将来的には、電気事業はかなりの留保金があるから心配要らないですけれども、工業用水なり地域振興事業、資産を、いわゆる資本を食いつぶして大変なことになりはしないかと思うんですが、そういう懸念はないかをお尋ねいたします。

○**吉田総務課長** 損益勘定留保資金というのは、収益支出、そして費用化をするもののうち、現金支出を伴わない減価償却費とか除却損とか、そういうものがどんどん内部留保していくという形のものでございます。それですので、毎年、減価償却で費用化してやっておりますので、それがちょっと積み上がっていくという部分もありまして、そういう形で、我々としてはそこをずっとつないでいきたいなというふうに考えているところでございます。それから、建設改良もどんどんやっていきますけれども、建設改良しますと、またそれが資産になりますので、そのまた減価償却というのも出てくるという形でございます。

○**中野委員** 公営企業の企業原則がかなり将来的には、近々、近い将来に厳しくなると思うんですね。そういうところを見通したときに、やはり再生可能な事業体であるべきです。ですから、単純な収支だけじゃなくて、資金的なものを含めて、やはり収支残が整うような会計であるべきだということと、この工業用水道事業、非常に現場が細島の近くであるわけですが、今度の津波等を見ますと、どこも施設が大きく壊れましたよね。あそこあたりもゼロメートル地帯で云々というのが新聞報道等もよくされておりますが、そういう津波等が来ると、す

すべての施設が壊れて、新たにまた大きな投資をしなきゃならないということになると思うんですね。そういうときの備えのためには、やはり内部留保金として、そのせっかく積み上げた資産を、いわゆる資本を食いつぶさないような事業体であるべきだと、こう思うんですけれども、そういう考えなんです、いかがなものでしょうか。

**○濱砂企業局長** まさに先生がおっしゃるとおりだと思っておりまして、私ども大原則はやっぱり独立会計でございまして、何があっても一般会計の世話になってはならんというのが基本でございまして。それから、そういう中で、現在この電気事業につきましては、60数億円のまだ借金が、企業債の残高が残っております。そういうこともございまして。それから、来年24年度から25～26年の間に、これは60何億の改良費、投資が必要になっております。そういうことで、しっかり資金の積み立てをやってきておるところでございまして、既に中長期の先のことを見ながら資金を安定的に確保しておくということが、将来の経営安定、それから公共の福祉の増進に努めなきゃならないという義務を果たすためには大前提だというふうに考えております。今回の震災のこともありましたし、また原発の事故の見直しで、九電も多分これは東電の損害賠償の負担金とかでまた支出がふえてくると思うんですが、そうなりますと、今までずっと順調に黒字であったのが、もしかすると赤字とか収益が悪化してくるであろうと。としますと、私どもがあそこの株を持ったりしておりますけれども、その配当も減ることが考えられると。それから、ことし控えております電力料金の交渉ですが、これもかなり厳しい査定を受けることになるかもしれんということで、なかなか楽

観は許されない状況にありますので、改めて健全経営ということに努めていかなきゃならないというふうに考えておるところでございます。

**○中野委員** 基本的なことですが、この九電の対応、私は2月定例議会で、九電の今までの対応が非常に我々や市民・県民目線でないと、企業理念が強いのかどうか分かりませんが、非常に強気で我々の要望は聞いてくれない九電だということで、企業局から何かそういう発言をすることはできないのかということ、要望か質問かわかりませんでした、発言したんですけれども、今回は非常にいい機会だと思いますので、ぜひ県民目線に立った九電であるべきだということを、売電している立場ではありますが、企業局が声を大にして言えるように、そういう企業局に成長していただくように要望しておきます。

**○井上委員** ちょっと関連するところがあるんですけれども、このマイクロの関係は、先ほど中野委員に言われたのは、4つ目の発電所的なものだというふうな御発言だったので、それも踏まえてなんですけれども、これは採算性が高いから設置に至ったということですよ。採算性が高いということでいえば、この33キロワットというので、大体何年で純益というか、そこまで見込んでいるのか、そこをちょっと教えてください。

**○本田工務課長** 国の制度としまして、19年度からこういう小さい発電所が補助率が上がったということもありまして、我々これに取り組んでいるんですけれども、初期投資金額を、補助金が半分ありますので、半分自己資金でございまして、それを回収するというのが17年と考えております。

**○井上委員** 17年間、あとは純益、これは国の

補助金が半分あったとして、だから5,000万、1億、事業費、全部これですか。このほかに幾らかかかるんですか。

○**本田工務課長** 去年度からこの工事は行っておりました、去年1,000万計上しておりました、その半分の5,860万が国の補助ということで、あと半分が自己資金ということでございます。

○**井上委員** 次また綾北やってというふうにするわけですね。これって効率性の高い、例えば国の補助がもしなかった場合はとんでもないですね。34年間かかるというやつですね。これってやっぱりしなくちゃいけない、やりたい事業なんですよ。

○**本田工務課長** 我々の今、水力発電所を昔からやっておりますけれども、水力発電所の一生を見ますと、開発から30年ぐらいたつまでは、大きな投資、改良とかはせずに、水力発電所は定期的な修繕だけやっていけば、大体30年ぐらいはやっていけるという経験も踏まえまして、修繕が多少かかりますから、大体20年前後で回収ができるやつは開発の可能性があると考えております。次に行います綾北ダムなんですけれども、ここの可能性をことしやりますけれども、今、国では、こういう今回は補助金を廃止しまして、全量買い取り制度ということで、まだ決まってはいないんですけれども、補助金を廃止して金額を少し高くしようと、この金額で電力会社と我々の間は一律決めようというのが、今の全量買い取り制度の中で、今法案が4月5日に出まして、まだ協議はされておませんが、計画としましては、来年度からそういう方向で、金額が高い15円から20円ぐらいで売れるようにというところで今法案が出ておりますので、それを注視しているところでございます。

○**井上委員** きょうは初回なので、余り議論し

ないんですが、先ほど中野委員が言われたように、私どもが企業局を持ってるということを含めてですけど、確かに知事部局にたくさんのお金がお世話になってることも事実なんだけれども、やっぱり後々いろんなことを考えていった経営計画みたいなのがきちんとしていないと、全部が負債としてかぶってくるようになってくると、大変ペイできないものに余り投資することについては問題があるのではないかと、いうふうな気がするわけですよ。ですから、やはり、じゃ太陽光等はどうなのかという問題等もいろいろあるとは思いますが、一度、今度細島のあれは見せていただきたいと思っておりますけれども、あそこが30キロワットで、設置の金額が、というふうになってくると、採算性って本当にどうなんだろうと思うわけですね。先ほど言われたように、津波の被害に遭ったときはどうするんだみたいな話も出てくるわけで、先々心配してもしようがないところもいっぱいあるんですけれども、やっぱり採算性というのは、きちんとそろばんはじいた上で計画はしていただきたいというふうには思っています。これは意見として聞いておいていただきたいと思えます。

○**河野委員長** それでは、以上をもって企業局を終わります。

執行部の皆様には御苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

正午休憩

---

午後0時1分再開

○**河野委員長** それでは、委員会を再開いたします。

5月17日に行われました委員長会議の内容について御報告いたします。

委員長会議において、お手元に配付の委員長会議確認事項のとおり、委員会運営に当たっての留意事項等を確認いたしました。

主な事項だけ確認したいと思います。

まず1ページ、(5)閉会中の常任委員会、定例会と定例会の間に原則として1回以上開催し、継続案件を審議する必要がある場合、あるいは緊急に協議する事項が発生した場合等には、適宜、委員会を開催するものいたします。

なお、原則として1回以上開催することにつきましては、報告事項等がない場合には、開催しないこともあり得るという趣旨でございます。

次に、2ページをお開きください。

(7)執行部への資料要求につきましては、委員から要求があった場合、委員長が委員会に諮った後、委員長から要求するものであります。

(8)常任委員長報告の修正申し入れ及び署名についてでございます。本会議で報告する委員長報告について、委員会でその内容を委員長一任と決定した場合、ア、各委員が修正等の申し入れを行う場合は委員長へ直接行う、イ、報告の署名は委員長のみが行うとするものでございます。

次に、3ページ、(12)調査等についてでございます。

まず、アの県内調査であります。3点ございます。

1点目は、調査中の陳情・要望については、事情聴取の性格を持つものであり、委員会審査に反映させれば事足りるということで、「後日、回答する旨等の約束はしない」ということであります。

2点目、委員会による調査でございますので、個人行動はできる限り避けるというものでございます。

3点目、県内調査ではありますが、特に必要がある場合には、日程及び予算の範囲内で隣県を調査できるというものでございます。

次に、イの県外調査でございます。

節度ある調査を行うために、個人的な調査、休祝日、定例会中、調査先の議会中及び災害時の発着、さらには単独行動を避けることを確認するものでございます。

4ページの(13)夏季の軽装についてでございます。記載のとおり、国に準じて期間を10月31日までとしたところでございますが、先週の議会運営委員会におきまして、期間中はノーネクタイ・ノー上着を原則とするとの申し合わせがなされたところでございます。

その他の事項につきましても、目を通していただきたいと思います。

皆様には、確認事項に基づき、委員会の運営が円滑に進むよう御協力をお願いいたします。

確認事項について何か御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○河野委員長 次に、今年度の委員会調査など、活動計画案については、お手元の資料のとおりでございます。

活動計画案にありますとおり、県内調査を7月及び8月に実施する予定であります。日程の都合もありますので、調査先について、皆様から御意見を伺いたいと思います。

参考までに、お手元に資料として「平成23年度文教警察企業常任委員会 県内調査 調査候補地の概要」を配付しております。この資料を含めて、調査先につきまして何か御意見、要望がありましたら、お出しいただきたいと思います。

また、県外調査につきましても、何か御意見、

御要望がありましたら、あわせてお出しいただきたいと思います。

暫時休憩いたします。

午後0時5分休憩

---

午後0時14分再開

○河野委員長 それでは、再開いたします。

県内調査の日程、調査先等につきましては、ただいまの御意見を参考にしながら、正副委員長に御一任いただくことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○河野委員長 それでは、そうさせていただきます。

また、県外調査につきましては、ただいまの御意見を参考にしながら、6月定例会時に再度御協議いただきたいと思います。

その他、何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○河野委員長 ほかに何もなければ、本日の委員会を終了したいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○河野委員長 それでは、以上をもちまして本日の委員会を終わります。

午後0時14分閉会

署 名

文教警察企業常任委員会委員長 河 野 哲 也

